

優れた技術・技能者を「塩釜商工会議所マイスター」(名匠、達人)として表彰します。 この表彰は、技術・技能の社会的評価を高めるとともに、優れた技能・技術の継承、発 展及び人材の育成を図り、地域産業の振興に役立てることを目的としています。

受賞者については、11月に開催する会員交流会の席上表彰し、表彰盾と副賞を贈呈します。下記募集要領、裏面表彰規程をご覧の上、卓越した技能・技術等をお持ちの方をご推薦ください。

【募集要領】

- ・対象者 当該技能の第一人者であることなど、裏面の顕彰規程第3条に該当される方
- ・申請方法 推薦書にご記入の上、添付書類と合わせ、当所総務課までご持参下さい。推薦書は当所ホームページからダウンロードできるほか、総務課窓口でのお受け取りも可能です。

※推薦書のご記入は、

推薦を受ける方が従業員の場合・・所属する事業所の代表者

ッ 代表者の場合・・本 人

申請期間 令和6年8月1日(木)~8月20日(火)

【顕彰者決定】 「マイスター顕彰選考委員会(常議員会)」において決定します。 【表 彰 式】(会員交流会)

日 時 令和6年11月14日(木) 午後3時30分

場 所 ホテルグランドパレス塩釜

お問合せ先 塩釜商工会議所 総務課

TEL (367) 5111

塩釜市港町1丁目6-20

塩釜商工会議所マイスター顕彰規程

(目的)

第1条 この規定は、会員事業所における、さまざまな優れた技術・技能者を「塩釜商工会議所マイスター」(名匠・達人を指す)として表彰するすることにより、その社会的評価を高めるとともに、優れた技術・技能の継承、発展及び人材の育成を図り、地域産業の振興に資することを目的とする。

(表彰の名称)

第2条 この規定による表彰は「塩釜商工会議所マイスター」と称する。

(表彰の対象者)

- 第3条 表彰の対象者は、会員事業所における全業種に係る技能者のうち、表彰の期日 現在において、同一職種に20年以上従事し、年齢が満40歳以上である者で、次 の要件を満たすものとする。
 - (1)技術・技能が極めて優秀で、地域おいて当該技能の第一人者及び当市の誇り うる人材であること。
 - (2) 勤務成績、日常行為において他の技術・技能者の模範となる者
 - (3)後進技能者に技能の指導を行い、技能者の育成に寄与したこと、又は技能に 関する工夫、改善等によって生産性の向上に役立ったこと等により、労働者 の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者

(被表彰候補者の推薦)

- 第4条 被表彰候補者の推薦は、会員事業所の代表者または、事業主が行う。
- 2 被表彰候補者を推薦しようとする者は、塩釜商工会議所マイスター推薦書を会頭に 提出しなければならない。

(被表彰者の決定)

- 第5条 被表彰者の決定には、「塩釜商工会議所マイスター選考委員会」(以下「選考委員会」という)を置き、総合的な見地から審査を行い、推薦のあった者の中から被表彰者として適当な者を選考し、常議員会がこれを決定する。
- 2 選考委員会は、塩釜商工会議所の各部会長等で構成する。
- 3 選考委員会における委員は、会頭が委嘱する。

(被表彰者)

第6条 被表彰者数は、毎年2名程度とする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施について必要な事項は、会頭が別に 定める。